

議案第 35 号

亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

亀山市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等における国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>20 令和2年2月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の方法により徴収する場合にあっては、老齢等年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（国民健康保険税の被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以後に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が国民健康保険税の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、新型コロナウイルス感染症（病原</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等における国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>20 令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の方法により徴収する場合にあっては、老齢等年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（国民健康保険税の被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以後に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が国民健康保険税の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、新型コロナウイルス感染症（病原</p>

体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響による収入の減少等により著しく納税の能力を欠き、又は失った者は、第28条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。この場合における第28条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、
「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響による収入の減少等により著しく納税の能力を欠き、又は失った者は、第28条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。この場合における第28条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、
「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。